

# 横田えつこ

## 議会質問と答弁 2003-11 月議会

- 【 1 】 合併・政令市問題
  - (1) 財政シミュレーション
  - (2) 人口推計
- 【 2 】 予算編成・予算執行過程の公開性・透明性を図る
- 【 3 】 小規模工事問題の反省から、改善策
  - (1) 自治体コンプライアンスの考え方
  - (2) 職員に対する「口利き行為」は全て公文書に
  - (3) 内部告発者保護制度
- 【 4 】 指定管理者制度と岡山ドームの民間委託
  - (1) 指定管理者制度
  - (2) 岡山ドームのX社への委託について
- 【 5 】 就学時の各種検査及び就学指導委員会のあり方
  - (1) 知能検査
  - (2) 色覚検査について
  - (3) 「就学指導委員会」の名称変更を
- 【 6 】 性感染症への対策

----- \* ----- \* ----- \* -----

### 【 1 】 合併・政令市問題

今年7月から合併任意協議会が発足し、住民会議も開催され、形としては議論を重ね、住民にも開かれていることになっています。しかし、私もその多くに傍聴参加しましたが、真にかみ合った議論は少なく、各市町から選ばれた委員の皆さんからも、「議論にならない」とか「議事進行がおかしい」といった不満の声が上がっています。

市議会「広域行政及び政令指定都市調査特別委員会」では各部局ごとに調査しておりますが、そこで明らかになったのは「研究会が今年3月に出した研究報告」は、全く現場サイドでは協議がなく、事務局からのアンケートに答えただけで、この報告書が書かれているということです。そして作成後も内部的な調査・議論は進展していないことが分かりました。

さて、1月になって、財政シミュレーションなど幾つかの資料が事務局から出されました。今回任意協議会で確認された資料は、年明けに開催される住民説明会の資料になるので

しょうから、住民の皆さんの判断材料に足る資料にさせていただきたいという思いで、数点の質問をいたします。

## (1) 財政シミュレーション

### 1)(割愛)

2) 特例債をすべて既存計画の事業の起債に使うと仮定するとどうなりますか。

天野企画局長 合併特例債建設事業分の全額を、合併しなくても行う通常事業に用いると仮定したシミュレーションは、合併協議会では行っていませんが、半額を新規事業に上乗せし半額を通常事業に用いると仮定した10年間の収支改善額については、約340億円と試算していますが、全額を通常事業に用いるという事になるとさらに収支改善効果が大きくなると考えています。

3) 補助金等、政令市になると廃止されるもの、縮減されるものの予測値の組み込みは、どれだけされているのか。

天野企画局長 政令市移行により廃止・縮減になる補助金などは、原則として政令市移行に伴い増加する財源で対応できるものと認識していますが、単県補助など県との協議が必要になるものもあり得るために、今後その点については県と協議していきたいと考えています。

4) 基準年度における歳入は、原則として税等については財務省の「平成15年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を参考としたとあります。(資料編)

財務省資料では名目経済成長率が、2004年度0.5%、2005年度1.5%、2006年度2.5%の右肩あがりパターンと、0%で横這いパターンと2つのパターンが示されています。どちらを参考にしたのでしょうか。両パターンでの作成が必要ではないのでしょうか。

天野企画局長 起債に当たっては歳入を堅めに、歳出は多めに推計するという方針で臨んでおり、名目経済成長率は0%の横ばいを前提にしてシミュレーションされており、仮に右肩あがりを採用すれば収支改善効果はさらに増加するものと考えています。

**再質問** これは任意協に提出されている資料ですが、今後の議論によってはさらに精度の高い資料を作っていくべきだと思いますけど、今のものから書き直して市民の説明会に持っていく事ができるのでしょうか。

萩原市長 結論から言いますと、これは任意協での議論なんですね。任意協の中でみんながさらに「これはこちらの方向でやらにやいけまあ」みたいな話になればそうなんでしょう。ただおっしゃるようになるべく精度の高いものがあり、あるいは「特例債の活用のしかたを全部変えてみたらどうなるの」みたいなところは勉強しといて提供しても良いのかなと

は思うんですね、僕も。それは任意協の事務局の方に私共から「議会でこういう議論があったんだけど、もし差し支えなかったらやってみたら」と言って懇請はしておきたいと思いますが、いずれにしてもこれを私共がこの議会でお答えするという事にはならないので、任意協の側にお伝えしていきたいと思っているのでよろしくお願いいたします。

## (2) 人口推計

「財政シミュレーション」の前提条件に人口要件がありません。将来人口は社会のありよう全体を規定する大きな要因になりますから、これをキチンと推計し、反映させないのはおかしいと思います。以下お答え下さい。

1) 人口推計を厳しい値で作り直し、予測される厳しい値を基にするものと、目標値(期待値)に依拠するものとの、両パターンの財政シミュレーションを作成すべきです。

天野企画局長 人口推計については、合併協議会の小委員会で人口増の方向性を示されていますが、財政シミュレーション上は歳入を固めに見込む方針の下に、人口増があるとしても税収の伸びを見ずに試算しています。財政局の方では、人口1000人増加すると税収約1億円の影響が出るという試算をされています。

\* 千人減ると1億円の税収減ということですね。

2) 合併後の岡山市の将来ビジョンは、基本的に少子化、高齢化、生産人口の減少に対応する政策を市民に提示していくべきと考えます。ご見解を。

天野企画局長 将来ビジョンについても現在小委員会で協議されているところで、委員からも少子・高齢化に対応した施策を示すべきだとの意見が出ていますが、岡山市としても中期指針に記載している通り、人口増を目指した街づくりを新市のビジョンにも反映させていきたいと考えています。

\* 財政シミュレーション、人口推計ともに、任意協に出した資料なので、任意協での議論だと逃げられました。その後の結果としては、任意協で全く手直しせず、賛成多数で了解されたようです。いい加減な資料では、住民説明会で混乱するばかりと心配しています。

## 【2】 予算編成、執行過程の公開性・透明性を図る

2001年9月議会で、私は三重県の事例を参考にして、この件について最初の質問をしました。

「事業政策立案過程の情報公開」はさきの市民ネット代表質問への市長答弁で、一步前進と、具体化を期待しておきます。

岡山市の行政資料の情報公開はかなり進みました。岡山市は「e情報室」を開設し、公文書の全てではないものの、2003年度分電子化されたものに限っては、インターネットで公文書を請求しますと、HP上で情報開示されます。一旦公開された情報は、アクセスした誰でも見ることができます。画期的な施策だと評価しています。

行政が市民から委託されているのは、税金を使って市民に最適・必要なサービスを提供する事につきます。税金がどのように使われているのか、その考え方、そしてどう配分されていくのか、その予算編成過程を市民に知らせ、透明性や公正性、民主性を確保していくこと大切です。そして一連の過程の中に市民の参画を図り、市民と共に作り上げていく予算というものをめざしたいと考えます。

そのためには予算に係わる「意思形成過程」の公開を提案します。

例えば政令市である札幌市は、予算編成過程の透明度を高めるため、各局の予算要求方針などの情報をホームページ（HP）で随時公開することを決めました。予算編成過程を公開するのは政令市では初めてとのことですが、来年度当初予算から実施するそうです。

同市はこれまで、HPで当初予算や決算などを公開していましたが、今回の予算編成過程の公開については、既に各局に通知した予算編成方針と同じものをHPに掲載。1月2日締め切りの各局要求については、査定が本格化する1月上旬をめどに公開する予定とのこと。三重県も同様の考えです。

岩手県の滝沢村の「予算編成方針」では、「予算編成の透明性を高め、村民及び職員との意識の共有化と理解を図るため、予算編成プロセスの公開に努める。」ことがうたわれており、HPでの公開に努めています。そして各局毎の事業とその優先順位、財源内訳が書き込まれるようになっていきます。（さらには財政状況も毎年5月、1月の2度公開をしています。）

（1）岡山市ではまず、「行政評価システム」の確立が必要です。実施した施策・事業の結果がどうだったのかを、市民参加で評価し、次の施策・事業や予算編成に活かしていくのがポイントです。「行政評価システム」構築について、お考えをお聞かせ下さい。

広瀬総務局長 行政評価においては予算等資源の投入、また何をしたかのみならず市民サービスの向上などの成果が重要であり、本市ではコストも含めた効率的な市政運営を図るという観点から、職場毎のマネジメントサイクルによる目標づくりに取り組んでいます。そして公表を通して市民による評価も取り入れているところです。

**再質問** 今、職場ごとの目標づくりに取り組んでいるとおっしゃいました。そうすると、行政評価システムに関しては岡山市は数年も前から調査・研究をするという話があった訳ですが、今現在は評価システム構築についてのトータルとした考え方を持たないという事ですか。確認しておきます。

萩原市長 行政評価というのは一個の言葉として定着しつつありますが、その手法論につ

いて言うそう確定した訳ではない分野なんです。殊に一般行政の世界については非常に難しい課題が存在しています。もちろん一般行政の中で定量的な把握ができる分野の行政評価は、民間の業務評価と似た形での対応ができるし、独立行政法人化している所とか地方公営企業法を全部適用している所は、ある種定まった評価方式がある訳です。そこで我々としても悩み考えてきた訳ですが、全般的に適用できる行政評価の方式として目標管理型の行政評価を、岡山市としてはずっと執行してきている訳です。さらに目標設定で言うと、これも色んなパターンがあるんですが、自己設定をし、それを公開して批判を浴びて、ある種の公共性を付与した上で達成度を測って行って、それをまた公表して評価してもらうという形の行政評価を岡山市としてはやっけていく、これは色んな見方がありますが私共としてはこれが恐らく本質を突いた行政評価の仕方だろうと思っているんです。全部できますから。その方向で私共としての行政評価を、できたら他の所にも普及していきたくらいの気持ちでいる訳です。

そして私の友達にも行政評価について学問的な研究をしている人もいますけれども、うちの仕方については非常に整合性があると言って、割合高い評価をいただいているケースもあります。その方は今後そういう実績を踏まえながら「全国の自治体に対して岡山方式も含めてコンサルテーションの中で使っていいか」と、今度事務所を興すそうですけども、言っている訳です。そういう状況です。ただ議員のお尋ねにもあるように、これはどんどん改善すべき分野なんです。その意味でさまざまな事例や御意見があつたら耳を傾けていきたいと思っています。

**再々質問** 色んな言い方があるんですけど、「行政評価システム」と言うと大変包括的なものなのかもしれませんね。予算策定に反映するとすれば「事業評価システム」と言った方がいいのかもしれませんが。もしそうであれば私はこの際は「事業評価システム」の確立についてはどうですかとお尋ねします。

萩原市長 御質問の正体がようやく明らかになった訳で、やっぱり事業評価の事ですね。事業評価について言うと実は、日本の行政は間違いなく監査の活用の方に向かいます。監査事務局おられますが、御案内のようによつとあつたんですが、当・不当の監査から妥当性の監査に随分前進しているんです。全国の監査関係の方々の会議とか見ても、まさに予算編成のプロセスに反映するような事業評価の方向を強めていこうとなっているし、かつ御案内のように大元締め会計検査院がありますね、あれがそちらの方向を向いているんです。だからその部分、予算についての例えば成績評価も含めた部分については今ある制度である、国で言うと会計検査院を中心とした所、あるいは各県や市町村にある監査の仕組みを質的拡大して対応していこうという流れが完全にできつつあるという風に、御理解賜りたいと思います。

そしてもうひとつ、予算編成過程をできるだけ公開していくことです。

岡山市のホームページで「岡山市の財政」のところを見ますと、平成 15年では「当初予算編成について」に続いて「当初予算について」があり、その後は補正予算が載せられてい

ます。

来年度予算に関しても、「当初予算編成について」がアップされています。このままいけば「当初予算について」と、既に当局によって「完成」された予算案がアップされるものと思われます。

しかしここで、全面的にとは言いませんが、一步情報公開を進めてはどうでしょうか。

(2) 各部局からの「予算要求方針」は最低でも公開すべきではないでしょうか。

できれば個別の事業内容や、優先順位も公開すべきものと思います。

お考えをお示し下さい。

これは、市民自身の予算を市民と共に作るという基本的な姿勢を示すことです。

そして、合併・政令市構想の動きとは関わりなく、今後、地域内の分権、庁内分権が進み、住民に密着した行政がめざされると思います。それは予算編成のあり方をも変えていくものと考えられますが、それにも対応した情報の公開が必要と考えます。

萩原市長 恐らく予算編成方針を最初に公表したのは岡山市であろうと思います。御認識をよろしくお願いした上でお話をさせていただきたい。それから人事の移動方針を作って最初に公表してるのも岡山市ではないかと思えますし、他の自治体を参考にはさせていただきたいんですが、実は私の体験で言うと、岡山市を参考にされておられる方が、この分野については大変多いという事を、改めて議員の質問がありましたので市民の方にも併せてお知らせをしていきたいと思えます。

問題は予算要求のところなんですね。査定の方針はかなり出しやすいんですが、要求のところは、日本の場合には国は出すんです。例えば各省庁別の概算要求は公表してるんです。そして県レベルで言うと、半分くらいですかね、ただ査定と随分寄って公表せざるを得ない。大幅に違っては大変な事になるんで、という事なんです。なぜそうかと言うと、国の動きによって変わらざるを得ないところがどうしても出てくるんですね。その最終的なバッファというか、調整のところは基礎自治体である市町村で起こるものですから、市町村の場合には最後どうしても依存せざるを得ない、影響されざるを得ないところがあるというのが恐らく一番大きな差だと思うんです。

しかしながら我々としては2つの事を考えています。お尋ねのような予算の要求方針であれば、これは出せるものがいっぱいあるんですね。例えば今年で言っても目指しているところ、例えば保育について待機児童ゼロを継続するような形での保育施策の充実に務めたい、という要求方針は当然ある訳ですね。それは分かる訳ですね。あるいは健康づくりについて少しずつ予算を追加していきたいとか、そういう予算要求方針はいくらでも出せる事がある。だから敢えて言うと、予算編成のプロセスについてももっともっとオープンになるように、要求段階のところもどこが出せるかという事をより積極的に検討していきたいと思えます。

それからもう一つは、実は全く逆の事になっちゃうんですけども、市町村の予算というのは非常に市民生活に直結しているところが多いんです。逆に言うと、そういう意味で利害を共有する方々との関係では、プロセスの中でもう議論が始まっちゃうんですね。国の場合そこまで行かない訳ですよ。

我々のところはプロセスの中で現場の議論とか、補助の対象になっている団体の方々の日常業務との関係でもう議論が始まっちゃうというところがあるんですね。それは市民参加の程度の大きい市町村ほどそうなっちゃうんですけど、そここのところの情報をどう扱うべきかという問題と、それからそうでなくても実は情報がかなりのスピードで生活に密着している分、公開されているという性質があるんです。それをどう集約するかというのが我々のサイドの悩みの一つでもあるんですが、ただ情報化も進んでますので、なるべく沢山の情報が公表される事によって自分の関係じゃないんだけど、色んな議論が市の予算編成についてあるんだなあとか、色んなお金が動いているんだなあという事を、多くの市民の方々がアクセスできるようになる事は大変良い事なので、その程度を上げるべく頑張っていこうと思っています。

\*札幌市ではHPでの公開が始まりました。

### 【3】小規模工事問題の反省から、改善策

#### (1) 自治体コンプライアンスの考え方

市長が所信表明した「職員の法令順守(コンプライアンス)」、全く当然のことを、今改めてルール作りしなくてはならない状況です。

滋賀県近江八幡市では、病院での不祥事をきっかけに、200年にコンプライアンス制度を導入しています。不当な圧力要求に対しては警察の協力でCM(コンプライアント・マネージャー)の設置などで、組織的に対抗して成果を上げています。

市長が今議会で意見表明した「自治体コンプライアンス」について。

業者からの告発、内部告発、罰則規定、受け皿となる委員会の設置などを盛り込んだ条例の策定が必要となると思いますが、今後の見通しをお示し下さい。

萩原市長 コンプライアンスと言うか、法令遵守的な組織の編成を今考えていますが、「条例化が必要でしょう」とおっしゃるんですが、それは条例化する部分としない部分が本来あり得るものですから、組織上の変化が条例に表われる事もありますが、当面はまず実態を作っていく作業になるのかなと思っています。なおお尋ねにもありましたように、岡山市で小規模工事の問題に端を発した色んな改革・勉強が進んでますし問題点の指摘もあるんですけども、県内の各市も全く同様の問題に非常に注意を払っていて、岡山市の提案で、コンプライアンスについて言うと10市全体で共同歩調を取って真似ていきたい、勉強していきたいという形にもなっている、やや現代的な課題の一つかもしれません。

#### (2) 職員に対する「口利き行為」は全て公文書に

行政執行者である職員や市長などに、市民や議員から要求要望は当然常にあるでしょう。「口利き行為」というと、イコール不当な圧力という捉え方になりがちですが、他自治体の

条例では議員や暴力団と対象を限定したりしています。しかし、市民の声は色々な形で出てきます。

「市民の声室」は市民意見・要望の受け皿になって、公文書化し、情報公開の対象となり、岡山市では一定のルールができています。

職員に対する「口利き」(要望・要求)はすべて書き取り、公文書化し、処理の経過と結果も一連のものとして公開するべきだと考えます。そして、この中で、職員にとって「不当」な圧力になっているもの、又は不当な圧力のおそれがあるものなどは、警察と連携した「第三者機関」で調査し、氏名公表や制裁措置をとるべきではないでしょうか。御答弁下さい。

萩原市長 我々としては「口利き」という言葉は当面使うつもりはなくて、やはり市民の方々からの通常本当に毎日ある要望や要求と理解しています。これは例えば、「全部載せる」というのは、何が全部かという話になるんです。新聞紙上に掲載されたものとか言うのを正式なものとするかとかどうか、あるいはどこか街角でAさんがたまたま市役所の職員であるBさんに会った時に言ったものが該当するのかどうか、という事を言い出すときりがなくなっちゃって、全部という事の意味がほとんど理解できなくなっちゃうんですが、我々としては例えば文書で来るとか、口頭のものを文書にしたケースもあるし、あるいは文書の上に書き取っていくケースもあるんですけど、フォーマットがあれば、そうやって我々が文書という形で貰うか、文書という形で整理したものは全部公的な記録として残ります。

そしてさらに、当然おっしゃった方のプライバシー保護に留意しつつも、その部分を除けば基本的には情報公開の対象になると我々も整理しています。つまり、そういう意味で全ての正式な要望や要求について言えば、情報は日常的に公文書として作成し開示対象になっています。

もう1個の問題はそれに加えて今後コンプライアンスと言うか法令遵守事務を担当する専門部署を創ろうと思っているんですが、そこを通る案件はもう1個別の情報が付加される訳ですね。不当要求の可能性があるという事で、それについてさまざまな処理も行われるんですけども、その処理についての経過も、当然ですけども正式に保存されて、これも公開対象として表われていく、でありますからこの流れについてはかなりきれいな形で整理をされていると私共は思っています。どなたから持ってきたものでも対象になる、そういう事です。

### (3) 内部告発者保護制度

組織の中からの「告発」はかなり勇気のいることです。しかし、法令違反を見つけたとき、気がついたとき、市民が不利益をこうむる場合等、内部から勇気をもって通報してもらわなければなりません。

その後、告発した本人が不利益を受けることがないように、この点をキチンと保障するシステムを作る必要があります。国レベルでは内閣府で「国民生活審議会報告」(20035)を受けて「公益通報者保護制度」の法案づくりが進められています。法案自体はまだ問題がありますが、社会制度の構築の中でどうしても必要なセーフティネットだと思います。イギリスの「公益開示法」の話聞いたのが数年前、すごいなあと感動しましたが、国の動きもある中、自治体レベルでも先行的にルール作りを作るべきです。お考えをおきかせください。

い。

萩原市長 確かに議論されています。ただこれはそう簡単な制度ではないみたいで、国の方も頭を悩ませている状況、これは議員のお尋ねの中にも現れてましたけれども、我々としては今でも市政について色々な問題点がさまざまな角度から出てきて、それを我々受け止めてやっていますし、その限りにおいて、実はあまり問題まだないんですけども、さらに一般的に言うと例えば外郭団体とか、典型的な例で申し上げると「国保連」というのがありましたね。ああいった事が念頭に置かれて国では議論がされてるようなんですけど、どう対象を捉えていくかを含めて、内部での勉強をしながら国の議論を今の時点では注視していきたいと思っています。

#### 【４】指定管理者制度と岡山ドームの民間委託

甲第 255号議案、甲第 256号議案はいずれも指定管理者制度導入の条例です。

( 1 ) 指定管理者制度の創設で公的業務のあり方が大きく変わります。

6月の法改正、9月施行。この早いスピードに、既存の業務委託については3年の移行期間があるものの、いまのところ各自治体の対応は様々なようです。

指定管理者制度導入については個別に対応するのと、包括的に条例作りをするのと二通りのやり方をしているわけです。

1)[ 割愛 ]

国会での質疑を見ると、指定管理者が破綻した場合の処理についてや監査権、チェック体制など、問題を残したままのようです。

地方分権、公務員制度改革、行財政改革など様々な分野と関連してくる制度改正であり、議会の政策立案やチェック体制の充実が図られなければならないのですが。

2) 指定管理者制度を導入するに当たっては、業者選定基準、破綻した場合の処理、経営状況や運営についての監査・チェック体制など、どのように決められていますか。

3) 今後の動きも踏まえて、全庁的、包括的な条例を作るべきだと考えます。

広瀬総務局長 新規の公の施設を管理を外部に委託する場合には指定管理者制度を適用する必要があるため、当面は個別に条例改正を行うものとし、今後他都市の状況も参考に市ながら全庁的・包括的な条例を作るかどうかも含めて検討していきたいと考えています。

また選定基準については施設の設置目的、平等利用の確保、経費の効率性、業務遂行能力などの視点で、施設毎に実態に即して作成する事にしています。また破綻した場合には指定を取り消し、直営で行う事になりますが、年度末毎の事業報告、随時の実地調査を通じて適

確な運営管理のチェック体制を確保していく事にしています。

**再質問** 委託が議会議決ではないという事で当局の方では検討されている訳ですが、やはりこれは公有施設を民間に委託するという構図です。指定管理者制度ができていますから今ここでこの制度を使う事に何も問題はないのではないかと思います。ここで良い事は議会議決を経るという事です。指定管理者制度の中で監査・チェック体制をきちんとしろとか、選定基準であるとか、業者の基準をちゃんと明らかにするべきだという事が盛り込まれている訳ですから、私達が懸念している事がそこで払拭されれば良いなと思っている訳です。何故ここでは使えないのか。

それから業者の選定基準、まず最初に公有施設を民間化すべきか直営にすべきかという選択があります。その次に民間化する時には業者はどうであるのか、この関門を通らなければならない訳です。この一番目の関門である直営か民間かに関して、まず選定基準を設けた委員会が必要ではないかと思う訳です。この事についてはどうでしょうか。

民間会社ですとなかなか財務体質が調べられない、どうしても分かりきらないところがある訳ですね。これをきちんとやらないと私達の監査体制は全く不十分、そうするとこういう施設を民間に委託させる事自体が危険極まりないという事になります。こちら側の監査体制をきちんとすべきだと思いますが。

**萩原市長** おっしゃる通り可能性はあるんです。もう少し精査する必要があるのは、再委託の部分と直委託の部分が絡んでいる時にどうするかが非常に難しい問題なんですね。桃太郎荘的な分が最委託になっていたりするんですが、この辺の論理整理は国とも相談しながらまた勉強していきたいと思っているんです。先程総務局長の答弁にもありましたように、ちょっと時間をいただきながら管理者制度の適用をいつ頃すべきかどうかを勉強させていただこうと思っています。

ただこれもお尋ねにあったように「国の方が導入した管理者制度もなんかよう分からんところがあるじゃないか」とおっしゃいましたが、実際分からんところがあるんです。それは少しずつ制度的に積み重ねていこうと良く言えば言えるし、悪く言えば丸投げしとるんじゃないかということもあるんです。さらに言うと今の制度がものすごく使いにくいという、各自治体からの不満が一挙に起こっているということもありまして、管理者制度については、今年・来年かけながら試行を恐らく各自治体ができる、そして3年間やってみて、最終的にはもう1回政令レベルでの改正や運用基準を作ってくれという事に自治体全体としてなっていく可能性が非常に高いものですから、我々としてもできる所を試行しながら今後の適用可能性について国とも協議しながら勉強していきたいと思っています。

ただ議員のおっしゃるように、うまくいくとこれがある程度色々な意味での、行政と民間の裂け目を、監査とか、さまざまな意味でつないでいくブリッジになる可能性も大変大きいと思っています。それはお尋ねの趣旨も私共同感だと思っており、研究を是非していきたい問題であると思っています。これが今のところの状況です。

そしてそれがなくても色々な監査はできます。管理委託をしている所に対して、我々の言葉で言うと安心のためのファイアウォールが一番だと思っているんですが、それに加えてさまざまな情報開示ができる事が必要です。これについては契約の中で最大限その方向で確

保できるように今指示をしている訳ですし、その他の安心の制度についても研究しているところです。これについてはまた案件の実施に向けての交渉がある訳ですが、その経過について御報告できる場所があると思っていますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

## (2) 岡山ドームのエックス社への委託について

エックス社についての弁護士報告では「委託契約に法的な義務はない。あるとすればドームと一体的に管理運営することを前提としてつくった会社であった信義則」と言っています。法的責任は市にはないのです。私は「信義則」といった曖昧な理由でなく、問題点を整理した上で、納得できる手続きを踏んで「ドームの管理運営委託」をするべきだと考えます。以下の質問にお答え下さい。

1) プロポーザルにおけるASPO及びエックス社についての審査はどのように行われたのか。

青山まちづくり担当局長 プロポーザルは設計・施工を発注する上で最も適した設計・施工者を選ぶ方式であり、当時審査に当たっては精力的かつ熱心に議論され、アクションスポーツパークの情報発信・集客性・話題性、さらにドーム・広場との相乗効果が期待される事などが高く評価されたものです。またエックス社は、プロポーザルの提案に沿ってその後設立された民間事業運営会社であり、審査の対象ではありません。

**\* 最初の段階で、X社が全く審査をすり抜けてしまっていることが、今改めて問題です。**

2) 弁護士の見解では、集客力の大きな見込み違いは、単なる見込み違いでは済まされず、プロポーザル提案そのものに「瑕疵があった」と断じています。  
この見解について、当局のお考えを。

青山まちづくり担当局長 アクションスポーツパークの集客については確かに当初の見込みを下回っており、市の顧問弁護士同様、瑕疵があったと言わざるを得ません。市としては残念に思っていますが、今後ドームとの一体利用を行うなどエックス社の企業努力に加え、市としても公共施設の利用促進を推進していきたいと考えています。

3) Xスポーツの利用目的、公益性をご説明下さい。

青山まちづくり担当局長 Xスポーツの利用目的としては、青少年の健全育成や楽しみながらバランス感覚・反射神経・筋力アップを図るという事です。また初心者から上級者まで市民の方々が楽しみながら利用でき、ファミリーでも楽しめるスポーツ公園である事から、公益性がある公園と考えているところです。

4) 答弁の「公園協会ではできない企画が民間でできる。自由度が高くなる」との発言。現在のドームは企画がいっぱい利用率が高いと聞くが、公園協会の管理運営で何か問題はありますか。

青山まちづくり担当局長 公園協会の運営では申し込みを受けての運営に関しての問題はありませんが、運営主体が異なっているアクションスポーツパークとの一体的利用やその調整、企業等の利用に向けた民間的な柔軟な発想での企画や営業が、公的な機関であるために限界がある事が課題ではないかと思っています。

\* A S P Oとの一体的利用はさして意味をもたないと解すべしです。  
バザーやアトラクションは、ただの屋外広場の方が使い勝手がよいのです。

岡山市の「公有施設の民間委託」について、先ほど述べた「指定管理者制度」という新しい制度の導入が目の前にあります。公開性、透明性を担保しつつ、管理運営の持続性、安定性を求めなければならないことはいうまでもありません。

5)岡山ドームとX社の場合、指定管理者制度にのっとなって、委託手続きを踏むべきでしょう。

エックス社への委託は、非常にイレギュラーな形をとろうとしています。市民にどのように説明するのか、分かりやすくお答えを。

今後もありうる民間会社への委託の、悪しき事例としてはならないと考えます。

青山まちづくり担当局長 指定管理者制度では、外郭団体が管理している施設については改正法施行後3年を経過するまでは、従来どおり現行制度が適用できる事になっており、平成18(2006)年度を目途に指定先の検討を行っていきたいと考えています。

\*今すぐやっても何ら問題ないはずですが  
X社だけを特別扱いするべきではありません。  
他の民間企業とあまりにアンバランスです。

6)いずれにしても、先の市長答弁「(エックス社が)やってできなければ、(委託を)やめればいい、試行錯誤的な意味が常にある」は、あまりに暴論、一般的常識からは考えられないことです。

A S P O開設から2年以上経た今、エックス社に経営能力がないことは良くわかりました。しかるにまだドームを使って「試行」しても良いということですか。

青山まちづくり担当局長 岡山市公園協会がエックス社と締結している「アクションスポーツパーク運営委託契約」では、委託期間が平成23(2011)年6月30日までの10年間となっており、試行という考えは持っていません。またドーム運営委託については、市民に損害が生じないようにファイヤーウォールを設けて委託する事が、大きな意味で「試行」と

言えるかもしれません。

## 【5】就学時の各種検査及び就学指導委員会のあり方

子どもにとっても保護者にとっても、小学校への入学は人生の大きな節目として意識されます。基本的に家庭で養育されていた時期から、社会的に義務付けられた集団生活の始まりですから。この時に何らかの障害を持った子どもや保護者にとっては、「各種検査によって「選別される」プレッシャーを感じる」という声が多くあります。

私はこのたび、「知能検査」と「色覚特性」についてお尋ねします。

昨年3月29日、文部科学省令第12号「学校保健法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。知能検査については「標準化された知能検査法以外の方法によることも可能であることから、検査法を限定せずに適切な方法であれば良い」ことになり、岡山市では昨年度から従来型の知能検査は中止されています。

### (1) 知能検査について

- 1) 知能検査は何の為にしますか。
- 2) 全員が対象でなければ、対象者をどのように、何を基準に限定しますか。
- 3) 対象者には知能検査をうけるよう、どのように声かけをしますか。
- 4) 当事者本人及び保護者の同意を取りますか。また、拒否権はありますか。
- 5) 知能検査の内容はどのようなもので、誰がその任に当たりますか。
- 6) 検査の結果は、その利用方法も含めて、保護者に通知されますか。

玉光教育長 就学前の知能検査については、就学指導をする中で保護者の同意を得て行っています。落ち着いた環境の中で子ども達の把握に配慮しながら、岡山市教育相談室・中央児童相談所等の専門家が検査にあたっている訳です。その結果については就学先の選択や就学後の指導に活かせるように、保護者に連絡しています。

### (2) 学校保健法による色覚検査は削除されました。

これは戦前の徴兵検査の名残りだったのですね。岡山市は今年度から検査をやめて、ヤレヤレです。

それでも色覚特性は伴性遺伝ですから、5～10%の確率で必ず発生し、治療で直るというものではありません。検査は必要ありません。しかし一方の「カラーバリアーフリー」対策が学校全体（社会全体でも言える事です）で取られなければならないと考えます。

市教委はこれまでの現場で具体的にどのように取り組んでいますか。成果はどうか。

文部科学省が最近出した「色覚に関する指導の資料」は大変よくできています。積極的に活用して下さい。

玉光教育長 色覚異常の児童・生徒に対しては平成元（1989）年に文部省（当時）が作成した「色覚問題に関する指導の手引」や、本年度新たに作成した「色覚に関する指導の

資料」を参考にしており、これは非常にいいと私も思っています。

板書する場合配色に配慮する事や、実験・実習における色の違いのみによる指示をしないなどの、学習上・生活指導上の配慮を行っている訳です。色覚異常について正しい知識を持って児童・生徒に接するとともに、適切な対応がなされていると考えています。

\*現状を調べて、適切な指導対応が十分とは到底いえません。  
研修された覚えがないと、現場教員。今後の課題です。

(3)「就学指導委員会」の名称変更を提案します。

私は、「指導」という言葉、及びこれまでこの委員会が行ってきた行政指導的な意味合いを大きく転換すべきだと考えて、これまで議会で取り上げてきました。前回の教育長の答弁では、「就学指導委員会」は決して指導の強制ではなく、保護者に対して専門家の立場からアドバイスするものである。最終的に決定するのは保護者である」とのこと。確かに実際の現場での対応は、まさに教育長がおっしゃっているようなやり方になっているようです。そうであるならば看板で誤解がなきよう、またこれまでの指導強制的なイメージを払拭するためにも、「指導」ではなく「援助」または「支援」、「相談会」等と名称変更するべきではないでしょうか。

ちなみに埼玉県東松山市では「就学支援委員会」への名称変更を検討しています。これに関して文部科学省の見解は「障害児教育について、専門的な意見を聞く機会があれば問題はない」とのこと。

玉光教育長 就学指導委員会はその規程に基づいて相談・指導・判断・助言・啓発を行っている訳で、名称変更については今後の課題であろうと思います。

再質問 「今後の課題」とおっしゃいましたが、保護者からの御意見を何か直接伺っていますか。

玉光教育長 私は本年度3グループくらいのお母さん方と話をしていますが、その中では今のような事は聞いていません。

前回確かに私は、最終決定は保護者がすべきものであると、決して指導は強制ではないと申しました。もう1点は、岡山市の就学指導委員会の規程があり、この所掌事務の中に4点あります。その中の2点については専門家の意見を充分に聞く場面がありますので、その時に「指導」という言葉を使っています。だから規程と合わせてみて、今後の課題と申し上げました。

\*岡山市は今春から「心身障害児」を冠するのをやめました。  
内容が相談・支援なのですから、強制的な意味合いは消した方がいい。

## 【 6 】 性感染症への対策

1 月 1 日は「世界エイズデー」。市役所 1 階のロビーでもエイズキルトが展示され、エイズ撲滅キャンペーンのレッドリボンとお配りグッズが配られていました。

私は先日「(社)日本女医会」が主催する性感染症の会議に参加しました。そこで示された現状と問題点について、少し報告し質問します。

性感染症は 1999 年以降爆発的に増えている。少女の性が商品化された時期と一致する。青少年の性行為についての垣根は低く「カジュアル化・グローバル化」している。全国データでは中学生の 10%、高校生の 40% が性体験を持ち、この傾向は都市部と農村部とに差はない。問題は彼らが正しい性知識・感染症知識を持たず、自分の体の健康保持の意識が薄いことです。

そこで、これらの問題を解決するにはどうしたら良いか。「寝た子を起こすな」ではなくて、「寝た子をは起こせ、健やかに」です。以下の質問にお答え下さい。

( 1 ) 学校園関係の性教育の実体がわかる事業評価をする必要があります。つまり、性教育の実態調査をすること。また、児童生徒の「性」にたいする意識調査をすること。

玉光教育長 各項の性教育に関する指導内容は、学校保健活動状況調査によって毎年把握している訳です。性に関する意識調査については平成 10( 1998 )年度に保健所が中・高校生の性行動・性意識の実態アンケート調査を行っているところです。今後、より効果的な性教育の実施を図るために、改めての意識調査は保健所等関係機関との連携の中で検討していきたいと思います。

( 2 ) 幼稚園からの子どもの成長に合わせた「性教育プログラム」を作り、一刻も早く現場に活かすことです。

玉光教育長 性教育については、文部省(当時)が作成した「学校における性教育の考え方、進め方」を基礎にして、幼稚園から発達段階に応じて全教育活動を通じて実施しているところです。

( 3 ) 養護教諭だけでなく、全教員へ性教育の研修をすること。

玉光教育長 例年保健所との共催で養護教諭を含め全教職員を対象に性と性感染症に関する研修会、またエイズ専門研修会を開催して、研修を進めています。

( 4 ) 学校と医療が連携する事が大切です。子ども達の相談、養護教諭のサポーターとして医療専門家である精神科医や産婦人科医等と学校現場が連携を取れる体制を作ること。

玉光教育長 現在子ども達に対して、保健所や教育相談室等の相談窓口が設けられています。また保健所の相談窓口は必要に応じ専門医の紹介も行っている訳で、養護教諭も利用しているところです。

( 5 ) 公民館などでエイズキャンペーンを張ることを提案します。

地域の多くの方たち、老若男女が利用し、小学生や中学生も自然に目に付く場所で広報するのも一方法と提案します。

堀川保健福祉局長 大学祭や高校の文化祭、地域のイベントに併せて実施していますが、今後は開催場所を拡大する事を検討していきたいと思います。

[ 以上 ]